

山梨県甲州市塩山下小田原上条伝統的建造物群保存地区 保存計画

【 目 次 】

第1章 保存地区の保存に関する基本計画

1-1 方針

(1) 沿革

①甲州市塩山地域の概説

②上条地区の概説

(2) 現況の概要

①所在地

②行政区との関係

③戸数

④保存地区の空間構成

⑤伝統的民家の特徴

ア. 茅葺切妻造主屋の外観

イ. 棧瓦葺切妻造主屋の外観

ウ. 蚕室の外観

エ. その他の附属屋の外観

オ. 石垣・石積・石段等の特徴

カ. 畑地の特徴

(3) 保存に関する基本的な考え方

① 保存地区の範囲

② 保存地区範囲の特徴

1-2 内容

第2章 保存地区内における伝統的建造物および伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するために特に必要があると認められる物件の決定

2-1 伝統的建造物

(1) 建築物

(2) 建築物以外の工作物

(3) 伝統的建造物に係る図面

2-2 伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要があると認められる物件

2-3 保存地区内における建造物の保存整備計画

(1) 保存整備の考え方

(2) 保存整備計画

① 伝統的建造物

② 伝統的建造物以外の建築物等

③ 環境物件として特に定めた自然物等

④ 既存の道路、水路等

⑤ その他

2-4 保存地区内における伝統的建造物および伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要があると認められる物件に係る助成措置等

(1) 経費の補助

① 伝統的建造物の修理事業のうち、伝統的建造物群の特性を維持するために必要な外観および屋根の修理に要する経費

② 伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築、改築もしくは移転または修繕、模様替えのうち、

保存地区の特性と調和するために必要な外観および屋根の修景に要する経費

- ③ 環境物件の復旧事業またはこれに類する物件の修景事業のうち、保存地区の歴史的風致を維持するために必要があると認められる事業に要する経費
- ④ 建築物および環境物件の保存を図るために必要な管理等に要する経費
- ⑤ 保存地区の保存を目的とする住民等の団体による活動に要する経費

(2) 物資の提供等

(3) 技術的援助

第3章 保存地区の保存のため必要な施設および設備ならびに保存地区の環境の整備計画

3-1 管理施設等

3-2 防災施設等

- (1) 消火設備
- (2) 警報設備
- (3) 建築物等の耐震補強
- (4) 自主防災活動

3-3 環境の整備等

- (1) 道路・水路等生活基盤の整備と復旧
- (2) 電柱・架線等の撤去
- (3) 駐車場等の整備

- 別表第1-1 特性表（建築物の特性表）
- 別表第1-2 特性表（工作物の特性表）
- 別表第2 伝統的建造物（建築物）
- 別表第3-1 伝統的建造物（工作物・石垣）
- 別表第3-2 伝統的建造物（工作物・石段）
- 別表第3-3 伝統的建造物（工作物・石造物等）
- 別表第4 伝統的建造物（環境物件）
- 別表第5-1 修理基準（建築物の修理基準）
- 別表第5-2 修理基準（工作物の修理基準）
- 別表第6-1 修景基準（建築物の修景基準）
- 別表第6-2 修景基準（工作物の修景基準）
- 別表第7-1 許可基準（建築物の許可基準）
- 別表第7-2 許可基準（工作物の許可基準）

- 別図第1 山梨県甲州市塩山下小田原上条伝統的建造物群保存地区
- 別図第2-1 伝統的建造物（建築物）
- 別図第2-2 伝統的建造物（工作物・石垣）
- 別図第2-3 伝統的建造物（工作物・石段）
- 別図第2-4 伝統的建造物（工作物・石造物等）
- 別図第3 伝統的建造物（環境物件）

甲州市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成26年条例第3号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、甲州市上条伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）の保存に関する計画を定める。

第1章 保存地区の保存に関する基本計画

1-1 方針

(1) 沿革

① 甲州市塩山地域の概説

塩山地域（旧塩山市）は、北は埼玉県との境をなす笠取山・唐松尾山、東は中里介山の長編小説で知られる大菩薩峠・大菩薩嶺により囲まれる。その山々に源を発する沢が集まり重川となり、市の北東から南西に流れる。重川の氾濫原は緩やかで日当たり・水はけがよい南面傾斜地を作り、多くの集落が形成された。上条地区は重川氾濫原の上流部、塩山下小田原区にあり、重川に注ぐ小河川がつくった小規模な氾濫原の上部に位置する。

一帯は旧塩山市誕生以前は神金村と称し、現在でも神金地区と呼ばれている。神金とは、重川左岸に鎮座する神部神社と右岸に鎮座する金井加里神社に由来し、上条地区は金井加里神社の氏子である。

神金地区には鍛冶に関する遺構が多い。「カジヤ」の屋号をもつ家がみられ、屋敷や周辺の畑地からは製鉄の遺物である鉄滓が出土している。また、天平17年（745）開創と伝わる雲峰寺の本尊は十一面観音像で、神部神社にも金銅製の十一面観音像があるが、十一面観音は鍛冶職の守護神である金山彦命の本地仏といわれ、鍛冶職の信仰を集めていたものと考えられる。

② 上条地区の概説

上条集落は、重川の氾濫原がやや緩やかになる小田原橋から、1キロメートルほど北上した場所にある。この辺りは北側の山裾から南側の重川まで比較的急な南面傾斜を呈するが、その中ほどに金剛山と呼ばれる舌状台地が南北方向にはしり、台地の付根部分に所在する集会場を兼ねた観音堂を馬蹄形に囲むように雛壇状の集落が形成されている。これより先、上条峠を越えるまで集落はない。

この金剛山には、北端に観音堂、中ほどに金井加里神社、南端東面に真言宗福蔵院があり、宗教施設が集中する。特異な地形そのものが信仰の対象になっていたようにも思われる。

上条集落の成立については定かではない。近くの上萩原には16世紀に経営されていた黒川金山で金の採掘に当たっていた金山衆の一人、中村弾左衛門尉が居を構えており、伝承では中村弾左衛門に結び付けて集落の始まりを説いている。史料としての

初見は市内の旧家に伝わる日記「保坂家文書」（市指定文化財）中、「萩原木食繁盛」の天明元年（1781）の一節で、上萩原村出身の木食白道という廻国僧が郷里に立ち寄った際、小田原上条より観音像の制作を依頼されたことが記されている。この観音像は「一木百観音」（市指定文化財）として集落の中心地である観音堂に安置されている。これとは別に、地区内に残る天明4年（1784）の「下小田原村上条組屋敷検地御水帳写」には正徳3年（1713）の様子が記録されている。それによると当時上条に11軒、日照久保に1軒が所在している。

天明3年（1783）の夫銭勘定出入についての文書「乍恐以書付奉願上候」には16人の連署がみえ、寛政3年（1791）の「五人組合書上帳」、享和2年（1802）の「乍恐以書付奉願上候」（年貢引方願状）でも16人のままであるが、文化11年（1814）の「議定書之事」（名主役取極の儀などに付定書）では20人に増え、文化14年（1817）の「道祖神定書之事」で22人となる。その後天保3年（1832）の「乍恐書付を以奉願上候」（名主役交代願）、弘化2年（1845）の「乍恐以書付奉願上候」（名主役交代願）、嘉永6年（1853）の「五人組合書上帳」、万延2年（1861）の「當西名主交代書上帳」、元治元年（1864）の「諸職人賃銀定書上帳」では20人と安定し、幕末を迎えている。この連署数は戸数と同じとみられ、江戸時代の後期には集落景観が整ったものと考えられる。

なお、明治3年（1870）の「甲斐国山梨郡下小田原村上条組戸籍書」には21戸が記され、住民数も男55名、女47名、計102名とわかる。また、平成26年の戸数は23戸だが、平成16年には26戸であった。

山梨県の甲府盆地東部に広く分布する茅葺切妻造民家は、甲州市でもまだ相当数が残されているが、一つの集落内でまとまって保存されている例は上条集落しかなく、その建築年代も17世紀後半から明治37年までと幅広い。この種の民家は、当時の主産業である養蚕の振興と深い関係があるとされているが、近世において当地を含む一帯は山間の寒冷地なため養蚕には適さず、生業は煙草栽培（萩原煙草）が主であり、養蚕が盛んになるのは明治時代に入ってからとみられる。明治37年建築の中村朝幸宅（明治37年）は、正面を総二階建とし二階の採光と換気がしやすいように建てられ、また、中村富博宅では大正13年に西側四間分を総二階建に改造した。これは当地で養蚕が生業として定着したためと思われ、このころまでには他の茅葺切妻造主屋にも突き上げ屋根が付加されたものと考えられる。

保存地区では、形態は異なるものの昭和30年代まで養蚕に適した住宅が建てられてきた。また、増産を図るため養蚕に特化した別棟の蚕室を設け、養蚕が盛んだったころの集落の状況が良く残されている。

桑畑は集落より上に作られ、集落より下には水田があった。養蚕に代わって果樹栽培が盛んになり、桑畑や棚田にはそのままスモモやモモ、ブドウが植えられた。春には満開のスモモの花に埋もれるように養蚕を伝える建築物がみえる。

養蚕が廃れた後も、比較的小コンパクトな集落内に伝統的な主屋や蚕室が数多く残され、往時の風景が想像できることは貴重なことである。

(2) 現況の概要

① 所在地

保存地区は甲州市塩山下小田原にあり、重川に注ぐ上条川などの小河川・沢が形成した南面傾斜地の上部に開けた集落である。

② 行政区との関係

甲州市塩山下小田原区の小字のうち、高地京・片瀬・日照久保の全域および上条・鍛冶屋向・金剛銭の各一部で、上条集落は高地京・上条・鍛冶屋向に展開する。観音堂は片瀬に所在し、金井加里神社と福蔵院は金剛銭に所在する。

集落と観音堂は上条組に属し、福蔵院は下組に属する。

③ 戸数

上条組は23戸あり、下組は福蔵院の1戸がある。

④ 保存地区の空間構成

保存地区は、南面傾斜地に形成された集落と、そこから南へ垂下する金剛山と呼ばれる舌状台地に占地する社寺により構成される。集落では観音堂を囲むように雛壇状に造成された宅地に建つ伝統的な民家と附属屋、集落の周囲に広がるかつての桑畑の名残である果樹栽培地が、また、金剛山ではその特異な形状と社寺につながる素朴な参道が、上条地区の風景を特徴づけている。もともと集落へは、金剛山の尾根に設けられたこの参道を通して行き来していた。

集落は観音堂から放射状に延びる小路により四つの班に分かれ、各班の代表（班長）と組長の5名で集落内の行事をとり仕切る。

⑤ 伝統的民家の特徴

(屋敷構え)

傾斜地の等高線に沿って切り盛りし、石垣で擁壁を作り敷地としている。そのため細長い地割となり、その中心に主屋を置く。小路はたいてい地割の短辺に接しており、自動車での屋敷への出入口となるが、敷地正面の石垣に坂や石段を設け出入口としていた頃の痕跡を残す屋敷もある。

主屋の並びで蚕室を作る。伝統的な蚕室は大正から昭和に建てられたもので、主屋に近接して建てることにより、二階同士をつなげて利便性を高めている例もある。物置や馬小屋は主屋前側の敷地入口近くに出し、外便所は主屋向かいの敷地境近く建てることが多い。

屋敷の境界は石垣のままで、若干の植栽を施す。石垣の上に低木を列植するか、生垣状にせず庭木の体裁をとる。集落南東部分は比較的新しく宅地になったとみられ、敷地境界を区画施設で限るものがある。伝統的なものとしては石垣上に大和塀を置く

例がある。

(建造物の種類)

地区を構成する伝統的建造物は、建造物（民家等）、工作物（石垣、石段等）に大別される。上条集落には養蚕型の民家として江戸時代から明治時代に建てられた茅葺切妻造民家と、それ以降に建てられた棧瓦葺切妻造民家があるほか、蚕室、土蔵、物置、馬小屋、外便所などの附属屋がある。

最も古い17世紀後半の民家では、四つ建と呼ばれる養蚕以前の構架の痕跡がみられるが、19世紀頃に他の民家と同様に突き上げ屋根と二階が付加された。最も新しい明治37年（1904）の民家では、全体の構架を突き上げ屋根と同じにすることにより総二階建とし、正面二階の開口部を広くしている。

それぞれの特徴を次に示す。

ア. 茅葺切妻造主屋の外観

- ・ 構造と階高

構造は木造で、二階建（二階は2層に分かれ、上層を「ワニカイ」という）である。

- ・ 屋根

屋根は切妻造の茅葺で、現在はすべて金属板に覆われているため棟の形状は確認できないが、平成16年度に実施した聞き取り調査では芝棟と竹棟が混在していたとのことである。勾配は矩勾配で、正面大屋根の下には棧瓦葺または金属板葺の庇が付く。庇は古くは板葺であったと思われるが、現在はすべて金属板葺に改められている。なお正面の下屋庇は昭和20年代の終わりころから始まった大屋根の金属板被覆に伴い付加されたものが多く、古くは下屋庇を設けず、大屋根を低く葺き下ろしていた。

- ・ 壁面

土壁が主で、真壁としている。漆喰を塗って仕上げる。両妻壁には等間隔に貫を入れる。

- ・ 建具

一階正面に広く開口部を取り、建具を入れる。建具は障子を入れ、雨戸を備えるものもある。出入口は板戸（大戸）である。二階の正面と両妻面の開口部には板戸を入れる。障子や板戸は木製ガラス戸に取り替えられていることが多い。

- ・ 縁と便所

縁は正面のイドコ・ザシキ前に付き、内縁としている。便所は、古くは外便所として別棟を主屋の前に設けるが、時代が下ると下屋庇の中に置くようになる。

イ. 棧瓦葺切妻造主屋の外観

- ・ 構造と階高

構造は木造で、二階建である。越屋根が付くものもある。

- ・ 屋根

屋根は切妻造の棧瓦葺で、25～30%程度の勾配をもつ。棧瓦葺または金属板葺の下屋庇が正面とザシキ側の妻面に付く。

- 壁面
土壁が主で、真壁としている。漆喰を塗って仕上げる。妻壁や正面に等間隔に貫を入れる。
- 建具
正面の一階・二階ともに広く開口部を設け、建具を入れる。建具は一階では木製ガラス戸が入り、二階は板戸が入る。越屋根には正面・背面とも開口部があり、板戸を入れる。
- 縁と便所
縁は正面のイドコ・ザシキ前に付く。便所は背面の下屋庇内に置く。

ウ. 蚕室の外観

- 構造と階高
構造は木造で、二階建である。
- 屋根
屋根は切妻造、棧瓦葺で、25～30%程度の勾配をもつ。正面と背面に金属板葺庇が付く。この庇を長く伸ばし、その下を物置としている例もある。
- 壁面
土壁で、真壁としている。中塗り仕上げと漆喰仕上げに分かれる。妻壁や正面に等間隔で貫を入れるものもある。
- 建具
養蚕の管理上開口部は主屋ほど多くない。作業しやすいよう明り取りを兼ねて木製ガラス戸を入れ、二階の開口部には掃き出しがある。

エ. その他の附属屋の外観

附属屋には土蔵、物置、馬小屋、外便所がある。

- 屋根
規模の大小にかかわらず切妻造で、棧瓦葺と金属板葺がある。勾配は25～30%ほどであるが、さらに緩いものもある。
- 壁面
土壁で、土蔵は大壁、その他は真壁とする。仕上げに漆喰を塗るものと塗らないものがある。
- 建具
土蔵は大戸、その他は板戸である。

オ. 石垣・石段等の特徴

石垣は主に屋敷の造成や水路に設けられる。

伝統的な石垣や石積としては乱積や落し積が多く、比較的大振りな御影石の割石を使用している。御影石は上条地区を含む神金地区一帯から産出し、集落近隣で容易に入手できた。

屋敷造成のための石垣は、落し積が多く使われている。

石段は福蔵院や金井加里神社の参道にみられる。南側から金剛山に登る参道で、急勾配なので踏み幅が狭い石段だが、かつて上条集落に入るにはこの参道しかなかったため、道幅は2.8mほどと広い。

カ. 畑地の特徴

畑地は傾斜地に造成されており、土坡で区画される。

土坡に通路を設けているものについては山側に石を積み、通路が土砂で埋まるのを防いでいる。

(3) 保存に関する基本的な考え方

① 保存地区の範囲

保存地区は、別図第1に示す太枠実線の区域（15.1ヘクタール）である。

② 保存地区範囲の特徴

北は果樹園と山林の境界。東は上条川を境界。西は果樹園と山林の境界、および大沢川を境界。南は金剛山と住宅地の境界とする。

上条集落の歴史的風致は、県を代表する古民家形式である茅葺切妻造民家が、雛壇状に造成された宅地に群をなして保存されている点にあり、その後に建てられた棧瓦葺切妻造主屋や蚕室、附属屋とあわせて、かつての主産業であった養蚕の隆盛ぶりを現在に伝えている。時代は移り、養蚕を営む家はなくなったが、春にはモモやスモモの花が集落を包む。

13棟残されている茅葺切妻造民家は、市街地に残されている同形式の民家と比べると多少小さく造られているが、そのため棟持柱を省略する、2層目の小屋梁を持ち出しサス台とすることで2層目と3層目の空間を広くするなど、独自の構架がみられる。その建築年代は古いもので17世紀後半、新しいもので明治37年と幅広く、これらを比較検討することで同形式の民家の変化を追うことができる。

棧瓦葺切妻造民家では、建築年代は大正時代から昭和時代と新しいものの養蚕に適合した造りを踏襲しており、同時期に建築された蚕室とともに保存すべきものである。

保存地区は、集会場を兼ねる観音堂を馬蹄形に囲む集落と、その周囲に広がる果樹を中心とした畑地、さらに氏子・檀家としてつながりのある社寺が占地する金剛山を含む範囲（別図第1）とする。

この保存地区の伝統的建造物群は、甲州市の歴史文化のみならず、わが国にとって重要な歴史的風致を保存しているもので、地区住民の理解と協力のもとにこの保存地区の伝統的建造物と歴史的風致を後世に伝えるとともに、健全な住環境の整備に努め、あわせて本市の文化的向上を図るものとする。

1-2 内容

保存地区内では建築物等の老朽化や、生活上の必要性から行われてきた改修等、また、養蚕から果樹への転換などによって、歴史的環境が変化してきた。そのため現状を把握しつつ保存地区の歴史的な空間構成および土地利用形態を保存する。観音堂や金剛山からの景観を考慮し、建築物等については、観音堂から放射状に延びる保存地区内の道路等から通常望見できる範囲の外観を主として保存する。

このため、保存を要する物件を別項のとおり定め、伝統的建造物の修理および伝統的建造物以外の建築物等の修景を行う。

このほか、保存地区の保存のため必要な土地および自然物の復旧または修景を行い、防災設備その他の管理施設を設置し、環境の整備を行うものとする。

この目的を達成するため、市みずから事業を実施するとともに、所有者等が行う事業に補助することができるものとする。

第2章 保存地区内における伝統的建造物および伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するために特に必要があると認められる物件の決定

2-1 伝統的建造物

保存地区において、主として江戸時代から昭和時代初期にかけての建築物その他の工作物のうち、伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものを「伝統的建造物」と定める。

伝統的建造物の決定基準については、特性表（別表第1）のとおりとする。

(1) 建築物

建築物については、上条地区の伝統的様式、構造手法、材料で造られているもので、昭和時代前期（おおむね昭和20年以前）までに建築されているものとする（別表第2）。

(2) 建築物以外の工作物

建築物以外の工作物については、伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものとする（別表第3-1～3）。

(3) 伝統的建造物に係る図面

別図第2-1 伝統的建造物（建築物）

別図第2-2 伝統的建造物（工作物・石垣）

別図第2-3 伝統的建造物（工作物・石段）

別図第 2 - 4 伝統的建造物（工作物・石造物等）

2 - 2 伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要があると認められる物件

伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため、特に必要があると認められる物件（土地および自然物）を「環境物件」として定める（別表第 4 および別図第 3）。

2 - 3 保存地区内における建造物の保存整備計画

（1）保存整備の考え方

甲州市では平成 24 年 12 月に市の全域を対象とした「甲州市景観計画」を策定し、平成 25 年 4 月から施行している。景観計画では基本理念を「果樹園と歴史・文化が織りなす魅力あふれる景観を守り育む」として、甲州市の景観の保全について指針を定めている。そのため実際の整備にあたっては、甲州市景観計画との整合性を図りながら保存地区固有の歴史的風致を活かした整備を行うものとする。

保存地区内では、比較的良く保存活用されている建築物等が多いが、後世の改造や経年劣化による破損等もみられる。しかしこれらは、適切な修理および修景を施すことによって、保存地区にふさわしい姿にすることができるものと思われる。また、保存地区の歴史的風致は、屋敷地、農地、道、山林などの土地利用の秩序によって形作られており、これらは日常生活を営む地区の住民や仕組みによって支えられている。

このような現状を踏まえ、伝統的建造物等の保存整備にあたっては、上条集落の歴史的風致の空間構成を維持することを基本とし、伝統的建造物については元の伝統的形態に戻すことを原則とし、保存のための修理、修景を行う。伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築、改築もしくは移転または修繕、模様替えにあたっては、当地区の伝統的建造物群の特性と調和するよう、伝統的な屋敷構えに基づく配置や伝統的な工法による建築により適切な修景を実施する。

また、保存修理に際して構造耐力上必要な部分を補強および修理し、防災・耐震性能の向上を図るよう努める。

伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため、特に必要があると認められる自然物および土地等にあつては、できるだけその保存および復旧を図るとともに、必要に応じて適切な修景を実施する。

（2）保存整備計画

① 伝統的建造物

伝統的建造物については、主としてその外観を維持するため、別表第 5 に定める基準により修理を実施するものとする。

② 伝統的建造物以外の建築物等

伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築、改築もしくは移転または修繕、模様替えにあたっては、当地区の伝統的建造物群の特性と調和するよう、別表第7に定める許可基準に従うものとする。そのうち別表第6に定める伝統的建造物の修理基準に準じる修景基準を満たすものについては、補助対象とすることができる。

③ 環境物件として特に定めた自然物等

環境物件として特に定めた自然物等については、保存地区の歴史的風致を維持するものとして保存し、必要に応じて復旧する。また、新たに歴史的風致の形成に寄与するための修景を実施する。

④ 既存の道路、水路等

既存の擁壁や水路などの土木構造物についても段階的に修景を実施するものとする。

⑤ その他

これらの修理および修景の基準を適切に運用して、保存地区の歴史的風致を護り育てるとともに、上条地区の特性を生かした生活環境を整備する。そのために、保存地区を囲むような「甲州市景観計画」に基づく景観形成重点地区の設定も検討する。

また、同地区には山腹崩壊危険地区（大峰沢付近）、急傾斜地崩壊危険箇所（上条川流域）、土石流発生危険箇所（上条川、大峰沢、竹の入沢）が所在・近接することを踏まえ、適切な防災対策を実施する。防災対策は、別に策定する防災計画に位置づける。

2-4 保存地区内における伝統的建造物および伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要があると認められる物件に係る助成措置等

(1) 経費の補助

条例第10条の既定に基づき、次の経費の一部を補助する。このため、甲州市上条伝統的建造物群保存地区に関する補助金の交付要綱を別に定める。

① 伝統的建造物の修理事業のうち、伝統的建造物群の特性を維持するために必要な外観および屋根の修理に要する経費

なお、伝統的建造物の構造耐力に関わる主要な部分について必要があると認められる補強に要する経費については、これを含めることができる。構造耐力に関わる主要な部分とは、交付要綱に明記する。

② 伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築、改築もしくは移転または修繕、模様替えのうち、保存地区の特性と調和するために必要な外観および屋根の修景に要する経費

③ 環境物件の復旧事業またはこれに類する物件の修景事業のうち、保存地区の歴史的

風致を維持するために必要があると認められる事業に要する経費

④建築物および環境物件の保存を図るために必要な管理等に要する経費

⑤保存地区の保存を目的とする住民等の団体による活動に要する経費

(2) 物資の提供等

保存地区の保存整備に関し必要があると認められる場合には、物資を提供し、または斡旋することができる。

(3) 技術的援助

保存地区内における建築物等および環境物件の復旧、修理、修景事業等に必要な技術的援助・指導および助言を行うものとする。

なお、可能な限り伝統的な工法・材料を採用し、保存地区周辺の伝統的技術の向上に努める。

第3章 保存地区の保存のため必要な施設および設備ならびに保存地区の環境の整備計画

3-1 管理施設等

保存地区の住民と来訪者の便宜、および保存地区に関する歴史資料等の保存と活用を図ることによって、保存地区についての理解を深めることに資するため、保存地区内に適当な施設を設置することに努める。

また、保存地区内の適切な箇所に標識、案内板、説明板等を設置する。これらの設備の整備にあたっては、歴史的風致を損なわないように配慮する。

3-2 防災施設等

保存地区では防災計画を策定し、火災の早期発見、初期消火、延焼防止等を目的とした防災施設を防災計画に基づき整備するとともに、避難路の確保、建築物等の構造補強等を進める。

また、保存地区内の住民による自主的な防災活動を奨励し、防災意識の啓発と初期消火等の充実を図る。

(1) 消火設備

既存の防火水槽の有効活用を図るとともに、防災計画に基づき新たに水槽・消火栓を設置する。

(2) 警報設備

火災の早期発見のため、防災計画に基づき自動火災報知設備を設置するとともに、通報までの体制を整備する。

(3) 建築物等の耐震補強

伝統的建造物の修理にあわせて、できるだけ構造耐力に関わる主要な部分の耐震化を勧める。

(4) 自主防災活動

保存地区内に、住民による自主防災団体を組織し、防火パトロール、防災訓練、防災知識の普及および消火器具、警報設備等の操作の習熟、点検等に努める。

3-3 環境の整備等

保存地区では、建築物等および環境物件の保存整備を進めるほか、住民の生活の場であることを考慮しながら、以下の環境整備を行う。

整備事業は、保存地区の特性を活かしながら、必要に応じて他事業と組み合わせて実施する。

(1) 道路・水路等生活基盤の整備と復旧

保存地区の特性を損なわない範囲で、伝統的工法・材料に配慮しながら修景を行う。石垣については可能な限り伝統的工法により復元に努める。

(2) 電柱・架線等の撤去

電力柱・電話柱・架線等は移設および整理を基本方針とする。

(3) 駐車場等の整備

来訪者の対策と地区住民の安全確保のため、駐車場の配置計画を策定し、整備を進める。来訪者駐車場は集落の手前に設けることを基本とし、保存地区内での駐車をできるだけ少なくする。なお、駐車場の整備にあたっては、植栽等を施すことにより周囲の歴史的風致との調和を図る。

また、公衆トイレ等衛生施設も適宜設置する。設置場所は来訪者駐車場内にするなど利用者の利便性を考慮するとともに、保存地区内に設置する場合は、周囲の歴史的風致との調和を図る。

